

第 10 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和元年 12 月 5 日（木） 午後 2 時 30 分～午後 3 時 51 分
2. 会 場 黒潮町役場佐賀庁舎 3 階 大会議室
3. 出席委員 **【農業委員】**（12 人）
1 番 小谷健児、2 番 野坂賢思、3 番 藤田清子、4 番 藤原 忍、
6 番 金子讓、7 番 金子孝子、8 番 伊芸精一、9 番 松本昌子、
10 番 敷地智也、11 番 酒井幸男、12 番 福留康弘、14 番 吉尾好市
【推進委員】（5 人）
2 番 弘瀬正彦、4 番 宮川建作、5 番 小橋誠一、
6 番 尾崎澄夫、7 番 福井正一
（事務局：事務局長 宮地 丈夫、書記 宮地 洋）
4. 欠席委員 **【農業委員】**（2 人）5 番 濱口佳史、13 番 ハジィフ泉
【推進委員】（2 人）1 番 大石正幸、3 番 平野幸敏
5. 議事日程
 - （1）出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - （2）各議案の審議
議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請（農業委員会会長許可）について（2 件）
議案第 2 号 農地法第 5 条許可申請（県知事許可）について（2 件）
議案第 3 号 形状変更に関する届出の報告（4 件）
議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による
農用地利用集積計画の決定について
 - （3）その他の討議・報告事項について

○その他

議長 それでは12月の定例会を始めたいと思います。

大変、12月に入りまして何か急に寒さも厳しくなってきました。これからまた年末で何かと忙しい中、定例会に集まっていただきましてありがとうございます。

また、今日は年に1回の農業委員会の忘年会ということで、この後またこぶしの里の方で忘年会があります。皆さん全員参加でよろしくお願ひしたいと思います。

早速始めたいと思いますが、今日の欠席が、濱口さん、泉さん、大石さん、平野さんが急遽欠席ということで4名が欠席ですが、会の方としては成立をしております。

議事録署名人ですが、今日は山中さんと金子さんにお願ひしたいと思います。

それでは、早速始めたいと思います。よろしくお願ひします。

議案第1号、農地法第3条許可申請について2件出ておりますが、1番より事務局の方で説明をお願いします。

事務局 事務局から説明をいたします。

1ページをご覧ください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請が今回2件出てきております。

まず、1件目を説明いたします。

譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さん。

申請地ですが、黒潮町蜷川字平見2106番1、畑567㎡。

理由としましては、所有権の移転・贈与ということで、許可あり次第、所有権を移転するというようになっております。

資料の方は3ページ以降をご覧ください。

3ページをご覧くださいますと、航空写真での位置図になっております。

旧蜷川小学校の奥ですね。奥の方行きますと、橋を渡りまして右側の方の地区に、川向こうになりますけれども平見地区がございます。その中の一区画の畑となっております。

4ページの住宅地図で見いただきますと、その平見地区でも東の方、端っこの方の畑になります。

5ページが拡大の詳細な写真となっております。

6ページが公図、7ページが現況の写真となっております。

現況の写真を見ていただくと畑を耕作されており実際のところ、もう〇〇〇〇さんの方の所有地ですが、普段から〇〇〇〇さんが管理をして畑を今まで育ててきております。中には、ビワ、カキ、クリの木なんかも、耕している畑の周辺に、その畑の中にあります。

最後に8ページ、調査書を説明いたします。

第2項第1号、全部効率の利用につきまして、譲受人の経営農地は全て耕作され

ており、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。

農作業の従事者としましては、〇〇〇〇さん本人のみとなっています。

所有する機械につきましては、耕運機1台となっております。

第2項第2号の農業生産法人以外の法人に関しましては、譲受人は個人であり、こちらは適用なしということになっております。

第2項第3号の信託につきましても、こちらは信託ではないので適用はありません。

第2項第4号の農作業常時従事としましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるということで、年間250日の従事日数がございます。黒潮町の下限日数より超えておりますので、こちらも該当の方はいたしません。

第2項第5号、下限面積につきまして、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は町の下限面積30aを超えるということで、今回の取得分を含めて5,122㎡、51.22aということで、こちらも該当はいたしません。

第2項第6号、転貸の禁止につきましては、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であるということで、転貸には該当いたしません。

最後に、第2項第7号の地域調和につきましては、所有権移転後は、引き続き季節露地野菜の栽培を予定するため、周辺農地への影響は特段ないと思われまます。

事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方より説明がありました。

担当さんの方で何か補足があれば。

〇〇委員 〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは、親戚内に当たります。〇〇〇〇さんが蜷川まで耕作しになかなか行けず、〇〇〇〇さんがやってくれるのであれば無償で提供したいということです。

〇〇〇〇さんは80をちょっと過ぎて、腰も曲がりやすく、大変野菜が来ることを楽しみに耕作して、地域の方・お友達にあげたりして、こういう方の耕作放棄地はならないのではないかなと、私は見てきました。

耕作放棄地はあちこちで困るという声も聞きますが、ちょっと高齢ですがそういう方が頑張って耕作しているのでいいのではないかと思います。ご討議のほどよろしくをお願いします。

議 長 今、〇〇さんよりも説明がありましたが、この件につきまして何か質疑・質問等ある方、挙手をお願いします。

ないですか。特に問題はないと思います。

(質疑等なし)

それでは、承認を受けたいと思います。

第3条申請の1番につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

挙手多数です。

1番につきましては承認をされました。

3条許可申請2番、お願いします。

それで、○○君、本人ですので退席をお願いします。

(○○委員、退席)

農地法第3条許可申請2番目につきまして、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 再び1ページをご覧ください。農地法第3条2件目を説明いたします。

譲渡人、○○○○さん。譲受人、○○○○さん。

申請地、黒潮町入野字浅ヶ谷 579 番、田 485 m²。同じく、黒潮町入野字エケ山 5686 番、畑 158 m²。

理由としましては、所有権移転・売買許可あり次第、所有権を移転するという
ことになっております。

資料は9ページ以降をご覧ください。

9ページを見ていただきますと、今回、2筆申請が出てきております。

位置図で見ていただきますと、航空写真の真ん中に黒潮町の新庁舎の位置、それ
から今回の2筆を載せております。

まず①の方ですが、黒潮町の芝地区になりますが、うどんのいろりやとコンビニ
エンスストアのローソンの間の駐車場付近になります。

2つ目の用地につきましては、ちょっと分かりにくく、入野小学校から西側に西
川池という池がありまして、こちらは細い農道をどんどん奥に入っていく所の旧
の丘の上、山上みたいな所がございます。

10ページは住宅地図ですが、こちらで場所が大体分かると思います。いろりやの
横のスリーエフがありまして、ちょっと小さな農道があり、それを挟んだ向こう側
に喫茶店の秋桜さんがあり、その間のちょっと海側です。ちょうどスリーエフさん
の三角形の看板が立っている側の駐車場のすぐ隣側になります。

2筆目につきましては11ページに、入野小学校から西側に入っていく農道、細い
道を入れていきまして、西川池のちょうど西側の上の山の小高い丘みたいな所にあ
ります。

12ページを見ていただきましたら航空写真で、ちょっと写真はもう10年前と古
いものなのでコンビニエンスストアの建物はございませんが、今回の申請地がこ
ちらになります。

13 ページも同じく拡大の詳細図ですが、丘の上の方の畑一帯がある所の草がちょっと覆われた畑の方の細長い場所になっております。

14 ページと 15 ページが、それぞれの公図となっております。

16 ページにつきましては、まずコンビニエンスストアの①番の申請地の田んぼです。現在、このように草が伸びている状況です。

17 ページが②番、畑の農地の現場の写真です。今のところちょっとこちらは作られていないということで、今後も〇〇さんが転用して行います。

最後に 18 ページ、調査書の説明に移ります。

まず、第 2 項第 1 号、全部効率の利用につきまして、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できることとして見込まれるということで、農作業の従事者として、本人、妻、母親ということになっております。

所有機械につきましては、トラクター 1 台、耕運機 1 台、田植機 1 台、コンバイン 1 台となっております。

第 2 項第 2 号の、農業生産法人以外の法人としまして、譲受人は個人であり、こちらは適用ありません。

同じく、第 2 項第 3 号信託につきましては、信託ではありません。適用はありません。

第 2 項第 4 号の農作業常時従事としまして、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるということで、年間 300 日の農作業従事日数としております。こちらも該当しません。

第 2 項第 5 号の下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は町の下限面積 30a を超えるということで、今回取得分を含めまして 4,608 m²、46.08a ということで、こちらも下限面積を超えるということはありません。

第 2 項第 6 号の転貸の禁止につきましては、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には該当しません。

最後に、第 2 項第 7 号の地域調和につきましては、所有権移転後は、季節野菜、露地のショウガを両方の申請地の方で栽培を予定するため、周辺農地への影響はないと考えます。

こちらは農用地区域それぞれ区域外となっております。利用権の設定も当然ございません。

事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方より説明がありました。何か、担当委員さんの方で補足。

〇〇委員 本人からは、もうショウガを植えるために草も刈って、準備しているということです。別に問題はないようでした。

議長 問題はないというようなことですが、この件につきまして何か質疑・質問がある方、挙手をお願いします。ないですか。

(質疑等なし)

特にないようでしたら、承認を受けたいと思います。

3条申請の2番につきまして承認されます方、挙手をお願いします。

挙手全員でございます。

2番につきましても承認をされました。

それでは議案第2号、農地法第5条の許可申請が2件出ておりますが、5条、1番より事務局、説明をお願いします。

事務局 再び1ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第5条の件による許可申請が今回2件出てきております。

まず1件目、譲渡人、○○○○さん。譲受人、○○○○さん。

申請地、黒潮町出口字下モダバ48番1、畑317㎡。

理由としましては、譲受人は町外の借家にて夫婦2人で生活していたが、実家近くの申請地へ住居を建築したいためとなっております。

資料の方は19ページをご覧ください。

位置図を航空写真で載せております。場所は出口地区、写真の図面で左上に三浦小学校がございます。出口地区の小高い集落が密集する所の、その中の一区画の畑となっております。

20ページをご覧ください。住宅の中の畑ということが分かると思います。県道中村下田の口線の脇の道から入って、少し小高い上に上がった所の畑となっております。

21ページが詳細図となっております。21ページを見ますと、すぐ左に県道が通っております。

22ページは公図となっております。

23ページが土地利用計画図となっております。

24ページが建物の配置図となっております。

続きまして、25ページが排水計画図および上水の引き込みの計画図になっております。最後に、26ページが現況の写真です。道路のすぐ側を予定している所から、今赤線で囲んでいる畑。全て1筆分のうちの分筆で、手前側に家を建てるというふうなことです。

こちらは農用地の区域は入っておりません。利用権の設定もございません。

土地の利用計画図につきましても、図面を見れば、駐車場の方の予定としましては夫婦用に2台、来客用に1台と。夫婦用の駐車場のみコンクリート舗装をし、造

成自体は行わないというところです。

排水計画につきましては、生活排水は南側の道路に、出口地区ですので集落排水の管が通っておりますので、そちらに接続して放流する予定となっております。

雨水につきましては、敷地内へ自然浸透させる予定となっております。

資金計画につきましては、〇〇〇〇ということになっております。

土地代につきましては、〇〇〇〇になっております。

同意につきましては、隣接の全ての農地に関して同意は取得済みとなっております。

その他の農地区分としましては、こちらは第1種農地であります。集落接続があるために第1種農地でも今回、転用が可能となっております。

事務局からは以上です。

議長 今、事務局の方より説明がありました。

担当、〇〇さんから。

〇〇委員 10日ほど前に現地へ行きました。正さんに会いまして説明を受けました。

日当たりもよく建てても問題ないということです。

特に今のところ、そんなには極端な問題はないと考えます。

議長 今、〇〇さんの方から説明がありました。

私も〇〇〇〇さん、親子関係でございまして、以前、今この20ページで、ここが前に出てきた所です。これは〇〇〇〇さんの家が建っており、その家のすぐ上です。

もうここらは大体宅地というか、周辺にずっと家がありました。

特に問題はないかと、自分では判断をしております。

この件につきまして何か質疑・質問ある方、お願いします。

〇〇委員 1ページに譲渡人と譲受人の住所が同じで、町外、借家にとありますが。

議長 事務局より説明をお願いします。

事務局 今、〇〇委員がおっしゃられた、親子で住所が一緒でも、今回譲受人の方の住所も一緒ということでよろしいですか。質問の内容が。

〇〇委員 町外に住んでいるのに、何かこれ譲渡人の住所も同じになっているので。

事務局 ただ、申請者の方が本人さんの住民票がある所での申請になるので、結局その町外に住まわれても中には住民票を持っている方、通常なら持っているのが通常でしょ

うけど、中にはやはり自分の実家の方に住所を置いて、隣の市町村に体は身を借りて住まれる方も時々おられますので。

今回はたまたま黒潮町の方で体はいなくても住民票として借りているので、黒潮町のいわゆる人口に入っているということになります。

議長 ○○君、いいですかね。

そのほかに何かありませんか。

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

この農地法第5条許可申請1番につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

挙手全員でございます。

農地法1番につきましては承認をされました。

それでは農地法第5条、許可申請2番につきましてお願いします。

○○さん、退席をお願いします。

(○○委員、退席)

それでは、事務局の方より第2番につきまして説明をお願いします。

事務局 1ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第5条の許可申請の2件目を説明させていただきます。

譲渡人、○○○○さん。譲受人、○○○○。

申請地につきましては、黒潮町御坊畑字ム子187番7、畑15㎡、同じく御坊畑字ム子184番8、畑15㎡、同じく御坊畑字ム子184番9、畑16㎡。

④につきまして、ム子の184番10、畑69㎡につきましては2年前に転用許可が下りておりましたので、こちらは今回申請地の中からは省かせていただきます。④はなしということでお願いします。ということで、今回申請地が①、②、③となります。

理由としましては、同じ集落の中で墓地がない者や山の上であり不便な者のために、既に隣地が墓地となっている申請地に共同墓地を設置したいためとなっております。資料の方は27ページをご覧ください。

27ページに航空写真で位置図を載せております。真ん中付近に御坊畑集会所がありまして、それから奥へ道が入っております。そこをずっと奥に行くと、左手に申請地の①～④とありますが、正確には①～③になります。3筆になります。

まず、先立ってこの許可申請の説明をするまえに、事務局から説明させていただきたいことが1点あります。

新しい委員さんは分からないとは思いますが、昨年度、こちらの同じ場所で転用

の許可申請が5条で個人の方から出てきておりました。当時、転用の許可の手続きを黒潮町の委員会の意見を添えて通常の転用の許可を県に出していたところ、うちの農業委員会の方の農地転用の担当の県の方とは順調にいていたが、墓地の開設の許可を担当する県の保健所の方に、こちらの保健所の出先の担当のチーフさんがちょうど異動で代わられたばかりの方で、後の担当の本課の方とこちらの出先との認める、認めないという意見がありまして、一番は、要は親戚でもなく赤の他人に無償で譲渡をすることはいかなものかということが、その当時代わられたチーフさんの中でどうしても前例を作ったらいけないということで去年は許可が出なかったもので、今回その共同墓地、組合としてということで転用地許可の手続きになっており、去年申請した方と隣の予定の方も急きょ、共同墓地ということで墓地を立てたいということで申請にしています。ということで理解していただければと思います。28 ページが住宅地図です。予定の申請地の場所が載っております。

29 ページ、資料を送ったときに、このときちょっと④番の周りの農地が確認をまだ取れないときだったので、今回は①から③の3区画での現状の許可申請ということになっております。

30 ページの公図につきましても、①、②、③の許可の申請地で、④の削除をお願いします。

31 ページにつきましては、土地利用計画図となっております。予定としましては、①、そちらに名前がありますけども、去年転用の申請を出されました〇〇〇〇さん、結局転用の許可は下りませんでしたけれども、その①〇〇〇〇さんで、隣の〇〇〇〇さん。続いて、ここの③になりますけど〇〇〇〇さん。この3人の方で、共同組合からの転用の3筆分ということで申請になっております。

32 ページにつきましては、排水計画図ということで付けております。

33 ページが①の〇〇〇〇さんの図面、後の図面です。

34 ページが②の〇〇〇〇さんです。35 も〇〇〇〇さんになります。

36 ページ、37 ページが、③〇〇〇〇さんの墓地の図面となっております。

最後に、38 ページの方が現在での現況の写真となっております。写真の方が④も入っておりますが、④の周囲の農地につきましてはもう2年前に転用許可になっておりますので、こちらは削除願います。今回は①、②、③での転用の許可申請になります。

こちらは農用地区域につきましても区域外となっております、利用権の設定はございません。

土地利用計画につきましては、造成は3筆とも行わない予定となっております。

排水計画につきましては、雨水は墓地の敷地内に自然浸透させる予定で、周辺につきましても共同墓地内の道路脇に側溝で東の土地へ放流する予定となっております。

資金計画につきましては、〇〇〇〇となっております。

隣接地につきましては、全て同意取得済みとなっております。

そのほか農地区分につきましては、こちらは第2種の農地区分となっております。

事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方より説明がありました。

担当員さん、〇〇さんでしょうか。あればお願いします。

〇〇委員 この土地は、まあ隣に私の墓がありますけど、これへ出てきた時点で、この何
ら問題はないのですが、この1ページのこれで許可されたのかと思って。

議 長 〇〇〇〇となっているよね。

尾崎委員 同じ人間よね。

事務局 譲渡人、要は土地の所有者さんの〇〇〇〇さんから、名前が今度、譲受人の方に
〇〇〇〇さんで、要は、〇〇〇〇さんから、今回その墓地の管理組合という団体をつ
くって、ちゃんと経過とか決めて作戦を練って、これに関しましては個人から、
〇〇〇〇さんですけど。要は、転用で売買はできるということです。

〇〇委員 この辺は、この現在地の上にも墓があつて、だんだん墓地になってきている。
別段問題はないと思います。

議 長 今、〇〇委員さんの方から、ほとんど墓地になっているので特に問題はないとい
うことなのですが。

何かこの件について質疑・質問があればお願いします。

個人ではいけないが、〇〇〇〇なれば良いと、保健所はそれで許可が下りると、
そういうことですか。

事務局 そうですね。

ただ、振り返れば2年前、この墓地の転用許可が、うちの方で確認をした4件分
で、各個人での4条、5条で転用許可は当時に下り、運が悪く去年はたまたま同じ
ように墓地に転用許可を申請出したところ、その墓地の方は良かったのですが、結
局所管の墓地の方が、県の部署が違いますが、そちらの方の担当者の方に共同組合
をやって参入していただくような形でやったら構わないということで、今回転用の
許可をいただきました。

〇〇委員 この申請は、去年出ていた〇〇〇〇さん、その後に出た〇〇〇〇さん、個人で許可下りている。

事務局 あれは下りました。

個人から個人ですけれども、その内容が違うような形。要は、個人から個人でいくかもしれない一緒のように見えても、この前許可が下りた〇〇〇〇さんの場合は確か4条だったと思います。

議長 さっき事務局の説明では、本人が本人のときに墓地を造るには保健所は良いけど、他人の墓地にまで許可するのはどういったものか、先に説明した〇〇〇〇さんの場合は、他人でしたので許可が下りなかった。〇〇〇〇さんの場合は、親戚か何か血縁関係があったようです。

〇〇委員 そういう説明なら分かります。実際、墓地を造りたいという人に申請許可が下りない、あそこは下りたということ。

議長 たまたま、その県の担当が代わったという事もあると思います。それまでは下りたかも分かりませんが、その担当の県の職員さんが、他人の名義で提携をするというのはいかなものか、というようなクレームが付いたということで、今回、その共同で墓地を造りますということで申請を出し、それなら良いということになり。

〇〇委員 その墓地の申請を出した人が不思議に思うよね。

事務局 去年、その〇〇〇〇さんが転用許可、うちに出て意見を付けて県の農転の担当の方に通常出し、出した後に、そういった保健所の方の所管と、当然県の農地転用の担当とやりとりし、どうしてもこちらの土地に対する許可の方が出ない。ということで、やはり〇〇〇〇さんも一回うちの方に来られ、行政書士さんに報告はその都度して、〇〇〇〇さんの方も正直なところ、その後前年度には4件が同じように個人で土地申請出しているのにお墓の許可が出ていなかった。正直事務局も、なぜかというところもあり、県の担当が代わるだけでその許可が下りる・下りないという。それでしたら転用の許可を、過去にそういう許可が下りたのなら認めてもいいのかなとは思っています。その土地の方の担当はどうしてもいけないということで、結局1年近く保留のまま、墓地も建てずここまで来て、結局行政書士さんもほかの方法で考えたときに、もう共同墓地だったらということで、もうそちらの方で話をしないといけないということです。

議 長 今回、この共同墓地ということで町が造ってもよいということです。

ほかに何かありませんか。

(質疑なし)

なければ、5条の2番につきまして承認を受けたいと思います。

5条許可申請の2番につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

挙手多数でございます。

2番につきまして承認をされました。

〇〇さん。

(〇〇委員、着席)

議案第3号、形状変更届けにつきまして4件出ておりますが、事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをご覧ください。議案第3号、形状変更届が4件出てきております。まず1件目、届出人、〇〇〇〇さん。

届出地、黒潮町加持字井セキタハ2597番2、畑743㎡。理由としましては、畑をかさ上げして利用したいということで、資料は39ページをご覧ください。

資料39ページを開けていただくと、過去に何度か形状変更等が出てきている、非農地証明が周辺に出ており、地区周辺になります。加持本村の奥の所になります。

住宅地図が40ページです。ちょうど1年前に、こちらの隣接地の形状変更の関係があった所の、今回隣の土地になります。

41ページをご覧ください。拡大の航空写真になっております。ちょうど加持川へ行く県道沿いの隣接する畑となっております。

42ページが公図です。

43ページが、形状変更のかさ上げの断面図となっております。

最後の44ページを見ていただきますと、丸く細長く囲っている、隣の農地よりも一段高い畑です。栗の木とか、中に新しい苗木なんかも植えている畑となっております。成木した栗が、今何十本か実を成らしております。

事務局の方は以上です。

議 長 今、事務局の方より説明がありました。

この担当員は、〇〇さん。

〇〇委員 〇〇〇〇さん自体は了解しており、息子は〇〇〇〇さんといって〇〇〇〇をしています。現地は、全部伐採して埋めています。

議 長 以前、ちょっと問題があつて出てきたところの上ですか。

藤原委員 そうです。

議長 この件につきまして、以前も出てきたと思いますが、形状変更で、その上の段と
いうことでございますが。

この件について、何か質疑・質問がある方。ないですか。

事務局 その形状変更ですが、本来なら事前に報告があつて、その後でうちの報告を委員
さんの所でした後に埋めて頂く方が一番ですけれども、最近、黒潮町役場の西側に、
町営住宅ができる工事の関係とかで、この後にやりますが、その入札の工期の関係
で、現場がその土をいつ持っていくのか、その話を委員さんに事前に話ができたら
いいのですが、なかなかちょっと日がなくて、現場が先に埋めだしたとか、今は埋
めた後になつたりとかする場合があります。

その許可・不許可の申請があつて、許可を出す案件で、本来なら形状変更する前
に事前に申請があつて、報告事項で報告した後にするというのが本来のやり方です。

どうしてもその現地が、今言っていたように時間・時期的なものもあつたりする
場合も当然あるので、報告事項だから報告しなくても良いというわけにはいけない
部分も当然あつて、それぞれ皆さん委員さんが地元の担当の地域を持っていますの
で、何も知らなかったということではいけません。

最近形状変更を個人が知らないでやっていて、隣接の方と排水の関係とかで、ト
ラブルになってくることもあつたりし、なおさら委員の皆さんには自分の担当する
エリアの部分、まあ形状変更も特段許可制度ではないが、なかなかお隣さんとトラ
ブルになるという場合もあつたりするので気を付けていただきたいなということ
です。

〇〇委員 これは町だから認めるのですか。個人で、先にしたらもう確実に始末書書かな
いといけない。

事務局 すいません、始末書を出す、出さんというのは、やはり内容によると思います。

要は個人の農地ですが、そこは所有者さんが手を付けるといっても、その中身で、
報告があつた・なかつた。なかつたら、その内容がどこまで、本来、会でそういう
報告をしないとけないことを忘れていた場合と、また悪質で、勝手にコンクリー
トとか打って、周りにすごく迷惑を掛けるような場合と、それぞれの案件でやはり
重さが違うと思います。その全てがやはり始末書ものということでもないと思うの
で、特に本年度、何件かこの形状変更でほかのところにおられる委員さんも、事務
局も含めて、その周辺の所有者さんとの現場での件数が、数件あるので気を付けて

いただきたいと思います。全てが始末書ではないです。

議長 ○○○○さんの形状変更につきまして、承認を受けたいと思います。

この件につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

挙手多数でございます。

経常変更届 1 番につきましては承認をされました。

続いて 2 番、お願いします。

事務局 それでは、1 ページをご覧ください。

議案第 3 号、形状変更の報告事項ですけれども場所が隣接しておりますので、2 番、3 番、4 番は、もう一度に説明させていただきたいと思います。

届出人、○○○○さん。

届出地が、入野字西松崎 2567 番、田 984 m²。同じく、入野字西松崎 2576 番、田 1,076 m²。

議案の 3 号の 3 番目で、届出人、○○○○さん。

届出地が、先ほどと同じく、入野字西松崎 2581 番 8、田 560 m²。

最後、4 件目です。

届出人、○○○○さん。

届出地、同じく、入野字西松崎 2566 番 1、田 847 m²。

以上、3 件。

理由としましては、田をかさ上げして畑として利用したいということです。

資料は 45 ページをご覧ください。

45 ページを見ていただきますと、位置図を載せており、3 件とも、筆数は 4 筆になりますが一度に説明させていただきます。

場所は、今現在、入野のバイパスが通っております隣接地になります。正確に言うと、コーナンさんの海側、旧国道を挟んで旧中村スーパーの建物と安光歯科さんの間に、申請地の 3 の①。その海側に、東から、申請地 4 の①、2 の①、西の端が 2 の②となります。この海側の 3 筆が、ほぼもうバイパスに隣接しております。

特に 46 ページの住宅地図を見ていただきましたら、何となく分かると思います。右側に新しい国道のバイパスが通っておりまして、その東側の申請地の 4 の①は接続しております。

そのあと、西に行きまして申請地の 2 の①、2 の②が、その隣接で隣同士になっておりまして、安光歯科医院さんと西南総合さんは倉庫として使っております建物の間に 3 の①がございます。

続きまして、47 ページが詳細図です。航行写真が古いのでバイパスが、ちょっと絵にはなかなか描きづらいのですが、こういった 4 筆が並んであります。

48 と 49 ページが公図です。

49 ページ、黄色で今のバイパスを行政書士さんが起こしてくれておりますので、先ほどと同じように大体 4 の①が隣接していることが分かると思います。

50 ページ、51 ページ、52 ページが、それぞれ届出人さんの形状変更への盛土、いわゆるかさ上げをする図面となっております。

最後に、53 ページ、54 ページ、55 ページ、56 ページに、それぞれの筆での現況の写真となっております。田んぼというところで、今現在は草が生えている状況となっております。

事務局からは以上です。

議長 今、事務局の方より説明がありました。

この件につきまして、担当員さん、〇〇さんでしょうか。

〇〇委員 推進委員と見に行きました。随分もう土が入ってしまして埋め立てていました。でも、一部ではタマネギか何かを植えて、畑として使っている方もいます。以上です。

〇〇委員 この現況写真では田とありますが。

事務局 この資料では、登記情報に載っている部分での農地の部分を載せており、登記上では田で、現況の写真が、畑でも田で表示させてもらっています。

今、〇〇委員がおっしゃっていました、例えばこの 54 ページの②の田ですが、西側の隣は今回の申請地になり、ちょうど真ん中の部分になります。②が間に挟まれたようなところにもなって、東側が、またもう 1 カ所、隣の田んぼ、奥側が、挟まれた所で、話は戻りますが、西側のかさ上げをする部分で、要は隣接同士が固まってかさ上げをする。

今回、当時は 2 件かさ上げをする予定で、結局一番東の、先ほど届出人が最後の宮本さんの土地、2 件の方がかさ上げをし、出たことと並行して、同時にうちもかさ上げをして、もうそれなら田んぼとして使えないので、畑としてかさ上げしたいという意思を伺っています。そのあたりのトラブルの方は今のところは、同意も全て皆さん出してきているので大丈夫だと思います。

〇〇委員 この前のコーナンからこの国道は、バイパスではなくて、旧国道を抜いて、申請地のこの 3 の①、そこに用水が、あったと思うのですが、ありませんか。

〇〇委員 50 ページに水路って書いています。

事務局 50 ページ、先ほど〇〇〇〇委員さんがおっしゃっていた、多分右側の B の断面での左側に水路とある、これですか、水路はあります。

ただ、かさ上げといっても全て埋めるのではないので、いわゆるこう配としてもその横に書いています。1:1.5 とあり、これは、いわゆる勾こう配、スラントですね。S がスラントになるので、1m に対して 1m50、こう配として 1 割工法で、大体のり面で緩い方です。今のところ構造的に雨が降っても崩れにくいのり面のこう配にしています。

水路の立ち上げの壁は、右側よりも低くしているので、そのことも踏まえて水路には土が入りにくいように盛土する予定となってくると思います。

議長 これで見るとここは、柳ノ川へ流すようにしているよね。

事務局 事務局も、まだここが昔から、今のバイパスができて真ん中に道路ができたので、それ以前の田んぼだった部分は、あの辺りは一帯きれいな水路、ちゃんとした水路が通ってなくて、大体田越しに流れているようです。

今回、国道沿いにはたまたま水路がありますが、特に 47 ページを見ていただいて、〇〇〇〇さんが買い取った中村スーパーの建物周辺に確か小さな水路が、排水・上水〇〇〇〇を兼ねたのがありますが、これが、流末がどこまであるのかは、途中から水路が汚水路とかになって、結局田越しへ流れていくような、この一帯が昔から水路が整理を全くされてない部分です。

〇〇委員 以前にコーナンができるときに埋めて、その下に水が流れないとか土管がどうか言っていましたよね。

〇〇委員 今回の 50 ページのところで、盛土断面図 A・A'、B・B'、C・C' のところで A・A' は水路が全然ないようになっていますが、その左の図面見ると、青線が途中まで来ていると思いますが、それと、この斜め、B・C って書いているこの斜めには青線ずっとあり、これは水路を意味しています。ここの永野正卓さん、その人の畑の端の部分にも青線で引いている、その線をこの盛土断面図では出てきていないのですか。

事務局 すいません、その 50 ページの今の〇〇さんの説明では、この画面上では A と A' の断面からすると、図面では、今おっしゃられる青線かどうか分からないもの、青く塗った水路がありますよということで、そこにはちょっと図面上は通常出てこない数字になります。

〇〇委員 その水路があるところを B・B´、C・C´ なんかはちゃんと水路を描いてくれているよね。

事務局 A・A´ の線上で、旧国道側の〇〇〇〇さんの方に寄っていった段階になると、若干変わるかもしれませんが、B・B´ の断面の水路みたいなのが左側に出てくる予定になります。今のところは A・A´ では水路は通りませんが、かさ上げの盛土が 1m に対して 1 割のこう配でかさ上げをしますということの断面の絵になっており、単純に考えたら A・A´ では水路は左側に出てこないの、B・B´ みたいなイメージになるので、水路には基本的には入らない。緩やかなこう配になるので入りませんよということの図面に恐らくなると思います。

ここの辺りが、通常の管地された農地でなく田越しで畦越しで流れていくということで、以前、土木でもこの辺り水路とかも現場で見たことがあり、水路自体が機能しているかという、ほんとに小さな水路があり途中で消えたりして、会長がおっしゃったように、A´ の〇〇〇〇さんの所から、今この図面上は青い線で塗っている、恐らくこう配がきちんとついているか分かりません。実際、もう本当に形だけかもしれませんが、水路の小さいのがずっと西側に向けて沿って、〇〇〇〇さんの、ちょうどこの畑が確か高かったと思うので、この下の際の所に水路があるのかないのか分かりませんが、恐らく図面上ではあるので、ここに沿って西側に向いて流れて行って、中村スーパーの西側にある町道があったところに、その町道沿いの、いわゆる古いですけど町道の排水路、今は兼用の小さい水路があって、塗られてないですけど水というのが 2807 の地番の所に書かれています。確かここを通過してその後、コースも確かなものではなく、そこから流末がどういふふう排水処理をされているかというのは不明です。

〇〇委員 国道から上は、自分も知っている限り、40 年前からそこには国道まで水路があって、今の西南土木のところはこの土管があって、おらくその水路自体は、そこから下にもあると思う。あそこのハウスをしているときには、水路はあった。

事務局 10 年くらい前に、この辺りも今伊芸さんがおっしゃるように、国道の下にも暗渠（あんきよ）で水路が横断しているのが縦に 2 本とか重なってあったり、交差している部分もあったりとちょっと複雑な図面です。

議長 今現状では、水路はどうなっているか分からない。畑として使うということですか。何かほかにはないですか。ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

形状変更届願の 2 番、3 番、4 番につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

挙手全員でございます。

経常変更届願 2 番、3 番、4 番につきましても承認をされました。

議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 別冊の A4 サイズ 3 枚を綴った集積計画の決定についての資料をお手元をお願いします。

議案第 4 号、農用地の集積計画について説明をさせていただきます。今回、2 件出てきております。

整理番号 1-54 (大方 1-54)、貸付人、〇〇〇〇さん。同じく、貸付人、1-55 (大方 1-55)、〇〇〇〇さん。

借受人が、両者と同じくして〇〇〇〇となっております。

設定期間につきましては、令和元年 12 月 7 日から令和 11 年 12 月 6 日までの 10 年間となっております。

利用権を設定する土地につきましては、〇〇〇〇さんの方が出口字新百谷 3037 番、現況が畑、こちらは農用地区域に入っております。面積が 2,398 m²。

続きまして、〇〇〇〇さんの方ですが、利用権を設定する土地につきましては、田野浦字本田 3120、現況は畑となっております。当然こちらも農用地区域に入っており、面積が 848 m²となっております。

内容につきましては、両者とも果樹となっております。

1 反当たりの借賃としましては〇〇〇〇となっております。

以上を個人の 2 人の方から〇〇〇〇が借り、その後、利用権を設定した後、〇〇〇〇さんと利用権を設定する予定となっております。

事務局からは以上です。

議長 今、事務局の方より説明が終わりました。

利用権の設定でございますが、この 2 件につきまして何か質疑・質問等ある方、挙手をお願いします。特に問題はないと思います。いいですか。

(質疑等なし)

それでは、議案第 4 号につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

挙手多数でございます。

挙手多数で、議案第 4 号は承認をされました。

それでは、(3) のその他の討議・報告事項に移りたいと思いますが、いったん記録を止めます。

それでは、議案はこれで終了したいと思います。

(午後 3 時 51 分終了)